

大学連携研究設備ネットワーク協議会規約

平成22年3月8日

大学連携研究設備

ネットワーク協議会

最終改正 令和3年11月20日

目次

- 第1章 協議会
- 第2章 作業部会
- 第3章 雑則

第1章 協議会

(趣旨)

第1条 大学連携研究設備ネットワークによる研究設備共用促進事業（以下「ネットワーク事業」という。）の円滑な実施を図るため、賛同する学術研究・教育機関が連携して大学連携研究設備ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(任務)

- 第2条 協議会は、ネットワーク事業に係る次に掲げる業務等を行う。
- 一 ネットワーク事業に係る長期及び短期の事業計画や将来計画等を決定すること。
 - 二 ネットワーク事業に係る予算等を決定すること。
 - 三 ネットワーク事業に係る諸規約の制定および改定を行うこと。
 - 四 その他ネットワーク事業の重要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる委員（以下「協議会委員」という。）をもって組織する。
- 一 ネットワーク事業に参画する学術研究・教育機関（以下「機関」という。）の職員各1名
 - 二 自然科学研究機構分子科学研究所長（以下「分子科学研究所長」という。）
- 2 前項第1号の協議会委員の任期は、原則として後任の委員が就任する日の前日までとする。
- 3 各機関は、第1項第1号の協議会委員を任命したときは、直ちに協議会委員長に通知するものとする。
- 4 協議会への新規参画及び協議会からの脱退の手続きについては、別に定める。

(委員長及び代表幹事)

- 第4条 協議会に委員長及び代表幹事各1名を置く。
- 2 委員長は、分子科学研究所長をもって充て、代表幹事は協議会委員の中から委員長が

指名した者をもって充てる。

- 3 委員長は、協議会の議長を務めるとともに、協議会を代表し会務を総括する。
- 4 代表幹事は、委員長を補佐し、会務の実務を行うとともに、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(議事)

- 第5条 協議会は、協議会委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 協議会の議事は、出席した協議会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務)

- 第6条 協議会の事務は、自然科学研究機構分子科学研究所（以下「分子科学研究所」という。）にネットワーク事務局を置き、ネットワーク事務局が処理する。

第2章 作業部会

(作業部会)

- 第7条 協議会の下に大学連携研究設備ネットワーク作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。
- 2 作業部会は、ネットワーク事業に係る次に掲げる業務等を行う。
 - 一 ネットワーク事業に係る具体的な計画及び予算案等を立案すること。
 - 二 ネットワーク事業に係る諸規約の制定・改定案を立案すること。
 - 三 その他、協議会を補完する対応等に関すること。

(組織)

- 第8条 作業部会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- 一 協議会委員長
 - 二 分子科学研究所以外の機関に属する協議会委員の中から選出された協議会委員（8名以内）
 - 三 第3条第1項第1号委員のうち、分子科学研究所に属する協議会委員
- 2 前項第二号に定める委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、任期の連続は4年を上限とする。
 - 3 作業部会の組織について必要な事項は別に定める。

(作業部会長及び部会幹事)

- 第9条 作業部会に部会長及び部会幹事を置く。
- 2 部会長は、協議会委員長をもって充て、部会幹事は第8条第1項第3号に規定する委員をもって充てる。
 - 3 部会長は、作業部会を代表し会務を総括する。

- 4 部会幹事は、作業部会の議長を務めるとともに、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

(議事)

第10条 作業部会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 作業部会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(事務)

第11条 作業部会の事務は、ネットワーク事務局が処理する。

第4章 雑則

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 一 この規約は、平成22年4月1日より施行する。
- 二 この協議会規約成立時における第3条第1項第1号に規定する委員は、同条第3項の規定にかかわらず、既に各機関の長による任命を受け任命通知書が提出されているものとみなす。

附 則

この規約は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成28年1月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成29年12月19日より施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日より施行する。